

岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

医整第949号
平成18年11月30日制定

一部改正 医整第375号
平成19年6月15日

一部改正 医整第404号
平成20年6月6日

一部改正 医整第250号
平成22年6月4日

一部改正 医整第765号
平成23年10月27日

一部改正 医整第852号
平成24年 9月 4日

一部改正 医整第524号
平成25年 7月29日

一部改正 医整第478号
平成26年 7月22日

一部改正 医整第710号
平成27年10月29日

一部改正 医整第347号
平成28年8月 5日

一部改正 医整第824号
平成28年12月22日

一部改正 医整第621号
平成29年8月3日

一部改正 医整第635号
平成29年 8月18日

一部改正 医整第615号
平成30年10月15日

一部改正 医整第862号
令和元年12月3日

一部改正 医整第771号
令和2年10月9日

一部改正 医整第1038号
令和3年12月1日

一部改正 医整第688号
令和4年10月19日

一部改正 医整第581号
令和5年10月25日

一部改正 医整第693号
令和6年10月24日

岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図るため、市町村又は病院の開設者等（以下「補助事業者」という。）が行う医療施設等施設整備事業に要する経費又は当該事業に要する経費に対し市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合を含む。以下同じ。）が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 次の各号に掲げる補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) へき地医療拠点病院施設整備費補助金

へき地保健医療対策事業等について（平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通

知。以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。)に基づき、知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

(2) へき地診療所施設整備費補助金

へき地保健医療対策等実施要綱に基づき、市町村、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他知事が適当と認める者が行うへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む。)及び医師住宅等の施設整備事業

(3) 休日・夜間急患センター施設整備費補助金

救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき、市町村の要請を受けた診療所の開設者が行う休日・夜間急患センターの施設整備事業

(4) 病院群輪番制病院施設整備費補助金

救急医療対策事業実施要綱に基づき、病院の開設者(市町村長を除く。)が行う病院群輪番制病院の施設整備事業

(5) 救命救急センター施設整備費補助金

救急医療対策事業実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村長を除く。)が行う救命救急センターの施設整備事業

(6) 医療施設近代化施設整備費補助金

医療施設近代化施設整備事業の実施について(平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知。以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。)に基づき、日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会その他知事が適当と認める者が行う医療施設近代化施設整備事業

(7) 地域災害拠点病院施設整備費補助金

災害医療対策事業等の実施について(平成21年3月30日医政発第033007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村長を除く。)が行う地域災害拠点病院の施設整備事業

(8) がん診療施設施設整備費補助金

日本赤十字社、岐阜県厚生農業協同組合連合会その他県知事が適当と認める者が行うがんの診断治療を行う病院の施設整備事業

(9) 特殊病室施設整備費補助金

骨髓移植施設等における無菌室の整備について(平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知)に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者(市町村長を除く。)が行う特殊病室の施設整備事業

(10) 院内感染対策施設整備費補助金

院内感染対策事業の実施について(平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知)に基づき、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者(市町村(地方独立行政法人を含む。)、日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。)が行う院内感染対策施設整備事業

(11) 治験施設施設整備費補助金

治験推進対策施設整備事業の実施について（平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知）に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）、日本赤十字社及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う治験施設施設整備事業

（12）アスベスト除去等整備費補助金

アスベスト対策事業の実施について（平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知）に基づき、知事が適当と認める者が行うアスベスト除去等整備事業

（13）医療施設土砂災害防止施設整備費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う医療施設土砂災害防止施設整備事業

（14）有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について（平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知）に基づき、知事が適当と認める者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

（15）医療施設等耐震整備費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う医療施設等耐震整備事業のうち次に掲げる施設に係るもの

ア 第二次救急医療施設等

イ 耐震構造指標であるI_s値が0.3未満の建物を有する病院

ウ 看護師等養成所

エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づき知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設

（16）地球温暖化対策施設整備費補助金

地球温暖化対策施設整備事業の実施について（平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）を除く。）が行う地球温暖化対策施設整備事業

（17）医療機器管理室施設整備費補助金

医療機器管理室施設整備事業の実施について（平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知）に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（市町村（地方独立行政法人を含む。）を除く。）が行う医療機器管理室施設整備事業

（18）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金

災害医療対策事業等実施要綱に基づき、知事が適当と認める者が行う非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

2 前項各号に掲げる補助金の基準額及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、当該補助金の交付の対象にしないものとする。

（1）土地の取得又は整地に要する費用

- (2) 門、柵、塀及び造園に係る工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用（前項第6号に定める事業で介護老人保健施設の新築、増改築及び改修に要する工事事務費のうち、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等工事施行のため直接必要な事務に要する費用（工事又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。）を除く。）
- (4) 既存建物の買収（前項第2号に定める事業で、既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金交付申請書の様式及びその添付書類は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、別に知事が通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 次に掲げる変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - ア 建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で、建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途の変更（建物の機能を著しく変更しない軽微なものを除く。）
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合（事業の一部を中止し、又は廃止する場合を含む。）においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を、知事の承認を受けて処分する場合においては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付け医政発第0417001号厚生労働省医政局長通知）第4の規定の例により算定した額を県に納付させることがあること。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。
- (7) 補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額に相当する金額を県に返還すること。
- (8) この補助金の交付を受けた経費に対し、重複して他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けないこと。

(9) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。

(10) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。ただし、補助事業者が市町村の場合は、当該市町村が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(11) 県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた額に相当する額を、遅滞なく間接補助事業者に交付すること。

(12) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

ア 第1号から第9号までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあり、及び「県」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物その他補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに間接補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

ウ 間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間保存すること。

エ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど補助事業者が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(13) 前号の規定により付けた条件に基づき補助事業者が承認し、又は指示する場合においては、あらかじめ、知事に協議すること。

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同項第6号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第2号様式）

(2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）

(3) 前項第6号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、知事から要求があったときは、速やかに別記第5号様式による事業遂行状況報告書を作成し、知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式及びその添付書類は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の支払方法）

第9条 補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

（補助金交付請求書）

第10条 補助事業者は、別に知事が定める日までに、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第2条各号に掲げる者に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けたものが第2条各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1）不動産及びその従物

（2）その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第8号様式）を作成しなければならない。

2 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（書類の提出部数及び経由）

第14条 この要綱の規定により提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。

（1）書面により提出する場合 3部（補助事業者の所在地が岐阜市である場合にあっては、2部）

(2) 電子ファイルにより提出する場合 1 部

- 2 補助事業者（所在地が岐阜市であるものを除く。）は、この要綱の規定により書面又は電子ファイルを提出するときは、所管保健所長を経由するものとする。

（補助対象事業の表示）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により整備した施設等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和57年11月30日制定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱制定前に廃止前の旧要綱の規定によりなされた平成18年度の補助金に係る行為は、この要綱の規定によりなされた行為とみなす。
- 4 平成17年度分以前の予算に係る補助金については、なお「旧要綱」の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成18年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成21年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成23年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

- 2 平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成25年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成26年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成27年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の岐阜県医療施設等施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成29年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
へき地医療拠点病院施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 一戸当たり80㎡ (2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門（検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等） (2) 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） (3) 医師住宅	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内
へき地診療所施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 ア 5床以下 240㎡ イ 6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修を除く。）に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内
	ヘリポート1か所当たり 92,489千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	
休日・夜間急患センター施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 (1) 人口10万人以上の場合 150㎡ （特別に必要な場合は、300㎡を限度とする。） (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 100㎡ （特別に必要な場合は、200㎡を限度とする。）	休日・夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房設備、附属設備等	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
病院群輪番制病院施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 150㎡ （特別に必要な場合は、300㎡を限度とするほか、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は1床当たり（2床を限度とする。）15㎡、脳卒中専用病室（SCU）	病院群輪番制病院として必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室・心臓病専用病室（CCU）・脳卒中専用病室（S	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に0.3

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
	）を整備する場合は1床当たり（2床を限度とする。）15㎡をそれぞれ加算する。）	CU))、便所、玄関、廊下、暖冷房設備、附属設備 等	3 を乗じて得た額の範囲内
	心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×心臓病専用病床数（2床を限度とする。）	心臓病専用病室（CCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
	脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数（2床を限度とする。）	脳卒中専用病室（SCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
救命救急センター施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 2,300㎡ （30床未満の場合は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（6床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（CCU）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算する。）	救命救急センターとして必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟（病室、集中治療病室（ICU）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） (2) 診療棟（検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房設備、附属設備等） (3) その他（事務室、機械室、自家発電室等） (4) 脳卒中専用病室（SCU） (5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室） (6) 心臓病専用病室（CCU） (7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
	ヘリポート1医療機関当たり 92,489千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費	
	脳卒中専用病室（SCU）を整備する場合は、次の基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数（4床を限度とする。）	脳卒中専用病室（SCU）として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等）	
	小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を	小児救急専門病床（小児専門集中治	

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
	整備する場合は、次の基準面積に付表 1 に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 1 5 m ² ×小児救急専門病床数 (6 床を限度とする。)	療室) として必要な次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 病棟 (小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等)	
	心臓病専用病室 (CCU) を整備する場合は、次の基準面積に付表 1 に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 1 5 m ² ×心臓病専門病床数 (4 床を限度とする。)	心臓病専用病室 (CCU) として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟 (心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	
	重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室) を整備する場合は、次の基準面積に付表 1 に定める単価を乗じて得た額の合計額 基準面積 1 5 m ² ×重症外傷専門病床数 (4 床を限度とする。)	重症外傷専用病室 (重症外傷用集中治療室) として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟 (重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)	
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2, 3 0 0 m ² ×5 1, 3 0 0 円	救命救急センターとして必要な新築及び増改築に伴う補強又は既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	
医療施設近代化施設整備費補助金	次により算定された額の合計額 (1) 精神病棟 ア及びイに掲げる基準面積 (=ア+イ) に付表 1 に定める単価を乗じて得た額と、ウにより算定された額との合計額 ア 病棟整備 (ア) 1 床ごとの病室面積を 6. 4 m ² 以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 1 8 m ² 以上確保する場合 2 5 m ² ×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1 床ごとの病室面積を 5. 8 m ² 以上かつ 1 床当たりの病棟面積を 1 6 m ² 以上確保する場合 2 2 m ² ×整備後の整備区域の病床数 イ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の 3 の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 (ア) 整備区域の病床数を 2 0 %以上削減する場合 2 5 m ² ×整備後の整備区域の病床数 (イ) 整備区域の病床数を 2 0 %未満削減する場合 1 5 m ² ×整備後の整備区域の病床数 ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の 3 の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1 床当たり 6 0 5 千円×整備後の	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善、患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修並びに整備に要する工事費又は工事請負費 (第 6 号アにあっては、別の負担金、補助金等において別途交付の対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。) (1) 精神病棟のうち次の部門 ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等) イ 次に掲げる整備のうち、知事が認める部門 (ア) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備 ウ 電子カルテシステム	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 0. 3 3 を乗じて得た額の範囲内

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
	整備区域の病床数 ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は、1病院150床（公的団体及び持分のない法人は、300床）を限度とする。 (2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に付表1に定める単価を乗じて得た額 ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数 イ 陰圧化等空調設備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 (ア) 無床の場合 160㎡ (イ) 有床の場合 ①5床以下の場合 240㎡ ②6床以上の場合 760㎡ イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり4,616千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に付表1に定める単価を乗じて得た額と、ウにより算定された額との合計額 ア 機能訓練室 1医療機関当たり40㎡ イ 患者食堂 療養病床1床当たり1㎡ ウ 浴室 浴室1か所当たり 13,493千円 ただし、特に知事が必要と認める場合は、26,989千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床の廃止（診療所を併設する場合に限る。）又は削減をし、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるために次に掲げる施設を整備する場合 ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価	(2) 結核病棟改修等整備事業（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等） (3) 診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等） ただし、改修等により療養病床を整備する診療所（外来部門を除く。）にあつては、病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備等とする。 (4) 療養病床療養環境改善事業（機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等） (5) 介護老人保健施設及び診療所 ア 介護老人保健施設	

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
	(1床当たり単価) 新築4,767千円 改築5,720千円 改修2,384千円 イ 介護老人保健施設に併設する診療所 次に掲げる基準面積に付表1に定める 単価を乗じて得た額 基準面積 160㎡	イ 診療所(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房設備、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)	
地域災害拠点病院施設整備費補助金	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×51,300円 (2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建築物を有する病院 基準面積 2,300㎡×243,800円	地域災害拠点病院として必要な新築及び増改築に伴う補強又は既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5を乗じて得た額の範囲内
	備蓄倉庫 1医療機関当たり 53,594千円	備蓄倉庫の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
	自家発電装置 1医療機関当たり 174,094千円	自家発電装置の整備に必要な工事費又は工事請負費	
	受水槽 1医療機関当たり 160,434千円	受水槽の整備に必要な工事費又は工事請負費	
	ヘリポート 1医療機関当たり 92,489千円	ヘリポートの整備に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 1医療機関当たり 75,443千円	給水設備の整備に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1医療機関当たり 34,791千円	燃料タンクの整備に必要な工事費又は工事請負費	

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
がん診療施設 施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表 1 に定める単価を乗じて得た額 基準面積 1, 3 0 0 m ²	がん診療施設として必要な次の各部門の新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等） (2) がん専用病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 0.33 を乗じて得た額の範囲内
特殊病室施設 整備費補助金	1 室当たり 7 9, 5 3 1 千円	特殊病室（無菌室）の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 0.33 を乗じて得た額の範囲内
院内感染対策 施設整備費補助金	1 室当たり 1 5, 7 2 4 千円とし、空調設備（空気清浄度クラス 1 万以上）を整備する場合は、3 5, 7 8 7 千円を加算する。	病院の感染者のための個室の整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 3 分の 1 を乗じて得た額の範囲内
治験施設 施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表 1 に定める単価を乗じた額 基準面積 (1) 治験専門外来 100 m ² (2) 治験管理部門（事務部門、相談部門、その他）75 m ²	治験施設として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来（外来診察室、処置室、検査室 等） (2) 治験管理部門 事務部門（治験事務室、治験審査委員会事務室） 相談部門（治験依頼者相談室、被験者相談室） その他（諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等）	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 0.33 を乗じて得た額の範囲内

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
アスベスト除去等整備費補助金	1㎡当たり 54,100円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表2の調整率を乗じて得た額の範囲内
医療施設土砂災害防止施設整備費補助金	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの 1か所当たり 40,485千円	土砂災害危険箇所内に所在する医療機関として必要な新築及び増改築に伴う補強、既存建物に対する補強又は防護壁の設置等に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表2の調整率を乗じて得た額の範囲内
有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じて得た額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は、(1)及び(2)に限り、1施設当たり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 23千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり基準単価 22千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり基準単価 27千円 (4) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備 対象面積1㎡当たり基準単価 26千円	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む。)の整備のために必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,222千円	自動火災報知設備の整備のために必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の範囲内

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
医療施設等耐震整備費補助金	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの（(2)に掲げるものを除く。） 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 51,300\text{ 円}$ (2) 次に掲げるもの ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等を除く。） 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 243,800\text{ 円}$	医療施設等耐震整備として必要な新築及び増改築に伴う補強又は既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.5及び付表2の調整率を乗じて得た額の範囲内
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの（(2)に掲げるものを除く。） 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 39,200\text{ 円}$ (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満のもの 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 186,300\text{ 円}$		
	地震防災対策特別措置法第2条に基づき知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合 基準面積 $2,300\text{ m}^2 \times 51,300\text{ 円}$		
地球温暖化対策施設整備費補助金	1か所当たり 96,686千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表2の調整率を乗じて得た額の範囲内

補助金の名称	基 準 額	補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
医療機器管理室施設整備費補助金	次に掲げる基準面積に付表1に定める単価を乗じて得た額 基準面積 80㎡	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33及び付表2の調整率を乗じて得た額の範囲内
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業費補助金	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.33を乗じて得た額の範囲内
	受水槽 1 医療機関当たり 160,434千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 1 医療機関当たり 75,443千円	給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	

- (注) 1 補助金の交付の対象となる建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

付表1 1平方メートル当たり単価

(単位:円)

補助金の名称	種目等	構造		
		鉄筋コンクリート造	ブロック造	木造
へき地医療拠点病院施設整備費補助金	病棟	264,400	230,900	—
	診療棟	295,100	258,500	—
	医師住宅	198,300	172,500	198,300
へき地診療所施設整備費補助金	一般地区	198,300	172,500	198,300
	豪雪地区	212,200	185,400	212,200
休日・夜間急患センター施設整備費補助金		208,200	180,900	208,200
病院群輪番制病院施設整備費補助金		295,100	—	—
救命救急センター施設整備費補助金		295,100	—	—
医療施設近代化施設整備費補助金	病院	264,400	230,500	—
	診療所(一般地区)	198,000	172,200	198,000
	診療所(豪雪地区)	212,200	185,000	212,200
がん診療施設施設整備費補助金	病棟	(略)	(略)	—
	診療棟	(略)	(略)	—
治験施設施設整備費補助金	治験専門外来	295,100	258,000	—
	治験管理部門	243,300	212,500	—
医療機器管理室施設整備費補助金		295,100	—	—

- (注) 1 上記の単価(以下「基準単価」という。)は、新築及び増改築に係る事業における補助金の算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、知事が別に定める額とする。
- 3 豪雪地区とは、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する「豪雪地帯」及び同条第2項に規定する「特別豪雪地帯」とする。

付表2 既存病床数の割合による調整(前年度3月31日現在)

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00